

## 行橋市学校規模適正化基本計画検討委員会設置条例

### (目的)

第1条 この条例は、少子高齢化及び人口減少問題による児童生徒数の減少に伴い、行橋市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、行橋市学校規模適正化基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言、指導等を行うものとする。

- (1) 学校規模適正化基本計画に関すること。
- (2) その他学校規模適正化基本計画に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校代表
- (3) 各種団体の代表
- (4) 住民代表
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期については、第4条の規定に関わらず、令和3年3月31日までとする。